

令和 8 年度

高等部入学者選抜募集要項



福島県立猪苗代支援学校

〒 969-3283

福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字並柳西 3966-2

TEL 0242-65-2151

FAX 0242-62-5083

令和8年度福島県立猪苗代支援学校高等部入学者選抜募集要項

令和8年度福島県立猪苗代支援学校（以下「本校」という）高等部の入学者選抜は、「令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

- | | |
|---------|---|
| 1 課程・学科 | 全日制・普通科 |
| 2 修業年限 | 3年 |
| 3 募集定員 | 10名程度 |
| 4 教育内容 | 特別支援学校高等部学習指導要領に基づき、本校で定めた教育課程により教育を行う。 |

2 出願資格

高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた障がい（知的障がい）のある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という）。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

1 募集範囲

原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。

2 出願資格

- (1) この要項に示した「I 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。
- (2) 志願者は、出願申請前までに、本校の入学者選抜に係る教育相談を受けるものとする。
- (3) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、出願申請前までに、出願資格申請書（実施要綱様式第1号）を提出し、猪苗代支援学校長（以下「本校校長」という）の承認を得て、出願資格通知書（実施要綱様式第2号）を受け取るものとする。

3 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

4 WEB出願システムの利用

- (1) 出願手続き等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という）を利用する。
- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報を登録することにより、志願者登録を完了させた後に、出願手続を行う。
- (3) 志願者は、出願に当たって、志願先の特別支援学校及び学科等の情報（以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。

なお、県立特別支援学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。

5 出願に必要な書類

- (1) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第3号。以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
※知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録（視覚支援学校、聴覚支援学校及び肢体不自由又は病弱特別支援学校で知的障がいを併せ有する生徒のものも含む）、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用している学校においては、学習の記録（実施要綱様式第4号）を記入して添付する。
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に定められた障がい（知的障がい）のあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）

ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。

- (3) 入学検定料は徴収しない。

6 出願手続

- (1) 志願者は、出願申請前までに本校での入学者選抜に係る教育相談を受ける。

- (2) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在籍（出身）校長を通して、出願申請の前までに、出願資格申請書（実施要綱様式第1号）を持参又は送付により本校校長に提出する。

ただし、本校中学部から出願する場合は、この申請を必要としない。

また、年齢20歳以上の者については、中学校長による証明を必要とせず、志願者が直接提出をする。

- (3) 出願資格を有することを承認した本校校長は、出願資格申請書を提出した志願者に対して、出願資格通知書（実施要綱様式第2号）を通知する。

- (4) 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者は、在籍（出身）校長を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、在籍（出身）校長に出願を申請する。

【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

- ② 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていることを確認の上、出願を承認する。

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

- ③ 在籍（出身）校長は、書面による提出が必要な書類がある場合、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「8調査書提出」（4ページ参照）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

- (5) 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者は、志願者が直接、出願手続を行う。

- (6) 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願を受理する。

- (7) 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、志願情報及び出願に必要な書類に虚偽があるときは、出願受付を取り消すことができる。

- 持参及び送付による書類の提出方法について
(断りがない場合、本要項において以下、同じ。)

持参の場合 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

送付の場合 送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

7 出願先変更

- (1) 出願先変更に関する日程

【申請期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）正午まで

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）午後4時まで

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月13日（金）正午まで

- (2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合

- ① 出願先変更を希望する志願者は、在籍（出身）校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、在籍（出身）校長に申請する。ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先変更の手続を行う。

なお、出願先を県立高等学校に変更する場合は、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱によるものとする。

- ② 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていることを確認の上、新たな出願を承認し、書面による提出が必要な書類がある場合、出

願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の校長に提出する。

- ③ 新たな志願先の校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願先変更を受理する。

なお、出願先変更の受付をもって、先の出願は取り下げられる。

8 調査書提出

- (1) 在籍(出身)校長は、調査書提出期間内に、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

- (2) 本校校長は、調査書提出期間内に調査書を受け付ける。

9 受験票の印刷

- (1) 本校校長は、WEB出願システムにより受験票(実施要綱様式第5号)を発行する。

- (2) 志願者は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学部又は中学校において代行することができる。

10 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、速やかに出願取消の手続を行う。

- (1) 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、在籍(出身)校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、在籍(出身)校長に出願取消を申請する。

- (2) 在籍(出身)校長は、WEB出願システムにおいて、出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、在籍(出身)校長は本校校長に連絡をした後に手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

- (3) 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者は、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。

- (4) 本校校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。

- (5) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。また、特別支援学校に提出した書類は返還しない。

2 入学者選抜

1 選抜方法

本校校長は、調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 選抜の期日、場所、内容及び日程

- (1) 期日：令和8年3月4日(水)(県立高等学校前期選抜と同一期日)

- (2) 場所：猪苗代支援学校

- (3) 内容：「学力検査」※B型、C型-ア、C型-イのいずれかで受験する。

B型：国語、数学及び作業・運動能力検査

(中学校、特別支援学校中学部で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者)

C型-ア：自立活動の諸検査

(中学校、特別支援学校中学部で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者)

C型-イ：自立活動の諸検査及び行動観察

(特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者)

「面接」※志願者全員に対して行う。

(4) 日程

B型

時 間	内 容
8：15～	受 付
8：30～	全 体 説 明
(移 動)	
9：00～ 9：20	国 語
9：20～ 9：40	数 学

(着替え、休憩20分)	
10：00～10：20	作業能力検査
(移 動)	
10：30～10：50	運動能力検査
(着替え、休憩20分)	
11：10～11：40	面接

C型

時 間	内 容
8：15～	受 付
8：30～	全体説明
(移 動)	
9：00～ 9：40	ア自立活動の諸検査、面接 イ自立活動の諸検査及び行動観察、面接

(5) 注意事項

- ① 当日は次のものを持参すること。
B型受験者・・・受験票、上書き、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム、運動着、マスク
C型受験者・・・受験票、上書き、マスク
- ② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

3 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日（月）午後1時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 中学部又は中学校長は、WEB出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。
- (3) WEB出願システムによる選抜結果発表と併せて、令和8年3月16日（月）午後1時以降に、本校昇降口前で合格者の発表を行う。その際に、本校校長は、合格者に対して合格通知書（実施要綱様式第6号）を交付する。
- (4) 志願者は、合格通知書（実施要綱様式第6号）の受領のため、受験票を持参し来校すること。
なお、選抜結果発表日に来校が難しい場合は、在籍（出身）校長を通して本校校長に申し出ること。
- (5) 本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

4 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と合計得点の情報（以下「学力検査結果」という）を提供する。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日（月）午後2時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより、学力検査結果を確認する。
- (2) 対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

5 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第7号）を在籍（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、特別支援学校に提出した書類は返還しない。

III 特別支援学校後期選抜

1 出願

1 募集範囲

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「1 募集範囲」に定めるところによる。

2 出願資格

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「2 出願資格」に定めるところ及び原則として次の(1)～(3)による。

- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
(2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。

- (3) 他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

3 併願の取扱い

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「3 併願の取扱い」に定めるところによる。

4 WEB出願システムの利用

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「4 WEB出願システムの利用」に定めるところによる。

5 出願に必要な書類

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「5 出願に必要な書類」に定めるところによる。

6 出願手続

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「6 出願手続」に定めるところによる。

ただし、申請期間、在籍（出身）校長承認期間、出願受付期間は次のとおりとし、調査書は、出願受付期間内に提出することとする。

【申請期間】

令和8年3月17日（火）午前9時から令和8年3月18日（水）午後2時まで

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年3月17日（火）午前9時から令和8年3月18日（水）午後3時まで

【出願受付期間】

令和8年3月17日（火）午前9時から令和8年3月18日（水）午後4時まで

7 出願先変更

出願者は、出願先変更期間内で、1回に限り出願先を変更することができる。出願先変更の手続については、この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「7 出願先変更」に定めるところによる。

ただし、申請期間、在籍（出身）校長承認期間、出願先変更受付期間は、次のとおりとする。

また、調査書及び書面にて提出が必要な書類がある場合は、出願先変更期間内に提出することとする。

【申請期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月19日（木）午後2時まで

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月19日（木）午後3時まで

【出願先変更受付期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月19日（木）午後4時まで

なお、午後4時までに在籍（出身）校長からの申し出があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をするものとする。

8 受験票の印刷

- (1) 本校校長は、WEB出願システムにより受験票を発行する。
(2) 志願者は、令和8年3月23日（月）正午以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学部又は中学校において代行することができる。

9 出願取消

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「10 出願取消」に定めるところによる。

ただし、出願取消期間は、次のとおりとする。

【出願取消期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月24日（火）午前9時まで

2 入学者選抜

1 選抜方法

本校校長は、調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 選抜の期日、場所、内容及び日程

（1）期日：令和8年3月24日（火）

（2）場所：猪苗代支援学校

（3）内容：「小論文（作文）又は自立活動の諸検査」

B型：小論文（作文）

（中学校、特別支援学校中学部で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者）

C型：自立活動の諸検査

（中学校、特別支援学校中学部で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程、又は特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者）

「面接」 ※志願者全員に対して行う。

（4）日程

B型

時 間	内 容
8：20～	受 付
8：30～	全体説明
（ 移 動 ）	
9：00～ 9：40	小論文（作文）
（休憩 20分）	
10：00～10：30	面 接

C型

時 間	内 容
8：20～	受 付
8：30～	全体説明
（ 移 動 ）	
9：00～ 9：40	自立活動の諸検査、面接

（5）注意事項

① 当日は次のものを持参すること。

B型受験者・・・受験票、上書き、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム、マスク

C型受験者・・・受験票、上書き、マスク

② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。

③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

3 選抜結果発表

WE B出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月25日（水）午後3時から令和8年3月31日（火）午後5時まで

（1）志願者は、WE B出願システムにより自身の選抜結果を確認する。

（2）中学部又は中学校長は、WE B出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。

（3）WE B出願システムによる選抜結果発表と併せて、令和8年3月25日（水）午後3時以降に、

本校昇降口前で合格者の発表を行う。その際に、本校校長は、合格者に対して合格通知書（実施要綱様式第6号）を交付する。

（4）志願者は、合格通知書（実施要綱様式第6号）の受領のため、受験票を持参し来校すること。

なお、選抜結果発表日に来校が難しい場合は、在籍（出身）校長を通して本校校長に申し出ること。

（5）本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

4 入学辞退の手続

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜 **2 入学者選抜**」の「4 入学辞退の手続」に定めるところによる。

IV その他

1 感染症にかかる特例措置について

インフルエンザ罹患者や新型コロナウイルス感染症罹患者、体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

2 問い合わせ

不明な点があれば、本校に来校するか電話で問い合わせをすること。

